平成２９年（フ）第１９５号
茨城県結城市大字結城1362番地16、前住所茨城県結城市大字結城1649番地２　ラヴィータ203
債務者　石川　愛香（旧姓尾崎）
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第２１３号
茨城県筑西市海老ヶ島778番地　サニーガーデン明野１―206、前住所茨城県筑西市関本下1800番地１
債務者　瀧田　佳彦
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第２２１号
茨城県結城郡八千代町大字仁江戸1580番地３
債務者　大島　隆司
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第９４号
群馬県太田市上強戸町乙1980番地、旧住所群馬県みどり市笠懸町鹿4165番地５
債務者　井口　千明
1　決定年月日時　平成29年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第４９１号
川崎市高津区下野毛２丁目11番16号　マイルーム玉川Ⅲ　Ｃ―１
債務者　武田　義弘
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６２７号
川崎市麻生区岡上474番地６　タナカハイツＢ―103
債務者　野辺　康次
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６３１号
川崎市川崎区富士見１丁目７番15号　第２吉新ビル　206
債務者　益子　正博
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６３６号
川崎市多摩区堰１丁目12番29号　柿沼ハイツ201
債務者　安藤　靖彦
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６４２号
川崎市中原区木月３丁目48番10号　ティーハウス　207
債務者　君和田茂男
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６４９号
川崎市幸区小倉３丁目７番11号　大関テラス101
債務者　潟山　正法
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６５０号
川崎市幸区小倉３丁目７番11号　大関テラス101
債務者　潟山　春美
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６６０号
川崎市宮前区小台１丁目２番地６　マルサワハウス　１―Ｂ
債務者　市川　義徳
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６６３号
川崎市川崎区大島２丁目16番12号
債務者　玉城　盾士
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６６４号
川崎市川崎区大島２丁目16番12号
債務者　伊藤　舞
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６７２号
川崎市中原区下小田中２丁目３番14―502号
債務者　刈谷　麻美（旧姓沼原）
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３４２号
新潟県五泉市駅前１丁目８番22号　五泉ロイヤルマンション210号室
債務者　齋藤　健
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
新潟地方裁判所民事部